

証券保管振替機関への預託推進と証券決済業務の 効率化等に向けた実務上の検討課題について

平成 13 年 6 月 21 日
証券受渡・決済制度改革懇談会

1. はじめに

証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関するワーキング・グループは、今後の我が国の証券決済機関のあり方について検討を行い、国際的に通用する機能を備えた証券決済機関の新しい組織形態として、利用者によるガバナンスの徹底が図られる株式会社が望ましい旨の報告書「証券保管振替機関の組織・運営のあり方について」を取りまとめ、証券受渡・決済制度改革懇談会に提出した。同報告書は去る 9 月 25 日、本懇談会において了承された後、公表された。

その後も当ワーキング・グループは、国際的な証券決済機関に相応しい、証券決済システムの構築に向け、ユーザーの利便性向上とコストの低減を図るため、証券保管振替機関へのより一層の預託推進と証券決済業務の効率化等に向けた諸規則・諸慣行の見直しについて幅広い観点より精力的に検討を行い、このほど、以下のとおり、現状の課題とその対応の考え方を取りまとめた。なお、本報告書は法制度面の改善策、実務面の効率化策の大きく 2 つから構成されているが、その実行に際しては、それぞれ関係者において具体化に向けた検討が行われ、証券決済機関の新しい組織形態への移行等いわゆる決済制度改革の実現を待つことなく、可能なものから早期に実施されることが強く望まれる。

2. 現状の問題点

証券決済制度改革の目標は証券決済に関わるリスクとコストの低減を図り、ユ - ザ - にとって使い勝手がよく、我が国証券市場の国際競争力の強化に資する証券決済システムを構築することである。しかしながら、現状の振替決済制度の問題は、券面の発行が前提となっていることにも起因して、株券の預託率が 4 割程度であり、諸外国に比べて著しく低い水準にある。このため証券保管振替機関を通じた証券決済業務の効率化も進んでいない。また、株券の不所持率も低く、券面の保管管理等に相当のコスト負担を要しており、振替決済制度によるコスト低減のメリットが十分に発揮されていないという問題が指摘されている。すなわち証券保管振替機関への預託率の低さや証券決済業務の非効率性などが主因となって証券保管振替機関における手数料が

国際水準の数倍の高さになっているのが実態である。こうした問題の解決に向けては、法制度面そのものの見直しや、民間レベルでの制度・慣行などの見直しが必要となるが、早期かつ抜本的に改善するためには官民挙げた証券決済制度改革に向けた一層の努力が必要である。

以上の観点から、証券保管振替機関への預託推進と証券決済業務の効率化等に向け、以下のとおり法制度面および実務面それぞれの課題とその対応の考え方について審議し、別添資料に個々の事項ごとに整理した。

3. 改善に向けた検討の視点

改善に向けた検討に際しては、早期実現が可能なように現行法をベ - ス（券面の発行を前提）に審議しているため、一部の項目において結論を導きだすことが困難な問題があった。本報告書においては、現段階において実務者として考えられる改善の方向を取りまとめた上で整理している。

3 - 1 . 法制度面の改善策

法制度面の改善策のうち、金融審議会第一部会報告書（平成12年6月）においては、預託率の向上を図るために提言されている事項として、証券保管振替機関へ預託された場合、投資家は株式の継続所有を証明できないことから、少数株主権の行使が制約されている問題や、証券保管振替機関が株券等を取り扱う場合に発行会社の同意が必要であることから、取扱い銘柄の拡充にとって障害となっている問題などを挙げている。これらについては同報告書に記載されている方向で早急に解決されることが強く望まれる。なお、今回、当ワ - キング・グループにおいても、上記事項について実務者として更に具体的な対応の考え方を取りまとめた。

また、法制度面の改善を要する課題として、上記以外にも預託の阻害要因として以下の事項などが挙げられた。

証券保管振替機関の取扱対象外になっている登録単位未満株式等の取扱い

振替決済制度上での外国人取得制限銘柄への対応

更に、預託推進を図るうえで以下の事項などが挙げられた。

株券「みなし預託」制度の拡充等

階層構造の多層化に向けた法整備

証券決済機関と海外CSDとの証券決済のためのリンク機能の確保

当ワ - キング・グループにおいて挙げられた法制度面の改善策についても、商法等に関連する事項ではあるが、国際競争力の強化に向け、早期の解決が望まれる。

3 - 2 . 実務面の効率化策

証券保管振替機関への預託率を向上させ、かつ、コストの低減を図るためには、実務面においても制度・慣行面の見直しが必要となるとともに、T + 1 決済移行に向け、新たな取引ル - ル等を構築する必要があり、関係者において積極的に改善に向けた検討が望まれる。

(1) 預託推進策

預託率をより一層向上させるためには、金融機関等による株券等の担保取引における保管振替制度の利用促進や証券保管振替機関における実質株主報告の制約（株主優待の割当基準日は実質株主報告の対象外となる場合がある）に伴う問題などの改善が必要である。加えて、預託に伴う参加者の新たな収益機会に通じるような機能の提供（株券の貸借制度など）や、経済合理性を反映した証券保管振替機関におけるきめ細かな手数料体系の構築など、預託に対するインセンティブの向上策が必要である。

(2) 証券決済業務の効率化策

証券保管振替機関のみならず、証券決済業務全体における効率化に向けて、現行制度上の取扱いを見直し、可能な限り標準化されたプロセスとする必要がある。例えば、証券保管振替機関の取扱い廃止銘柄に係る券面の引き出し方法の見直しなどである。

また、T + 1 決済移行に向けては、これまでの現物に係る慣行を大幅に見直し、現物と預託されている証券との取扱いに以下の差を設けるなど、証券の不動化を徹底するとともに、更なる効率化を図る必要がある。

証券保管振替機関名義への書換を前提とした券面の受付ル - ル

（別紙、11ページ（2） 「証券受付ルール」参照）

券面の預託を前提とした証券取引（売買注文執行）ル - ル

（同、12ページ（2） 「証券取引ルール」参照）

券面の引き出しに関する制限

（同、12ページ（2） 「証券引出ルール」参照）

などの新たなル - ルの構築が必要である。

ちなみに、米国の SIA 報告書は、T + 1 決済移行に向けて 現物株式について不動化されるまでは売付注文を執行しないこと、現物の発行を要求する顧客から手数料を徴収できるよう所要の規定整備を行うこと、2005年12月末をもって米国のすべての発行会社にブックエントリー方式で公募発行にするよう要請するなど、証券の不

動化の徹底を勧告(2000年6月5日、SIA「証券の無券面化」に関する報告)している。

(3) その他

利用者の利便性を向上させるためには、証券保管振替機関の業務時間の延長や情報照会機能の拡充(例えば、証券保管振替機関と利用者間の情報照会機能を更に充実させ、証券保管振替機関が保有するデ-タベ-スを活用する)を図ることも有益である。

4. おわりに

当面の措置としては上記預託率の向上の障害となっている諸問題の解決および預託推進や証券決済業務の効率化につながる諸制度・諸慣行の見直しを行う一方で、発行体、投資家に対する振替決済制度の周知と啓蒙を積極的に進めるなど、地道な対応策の積み上げが必要である。しかしながら可能なものから早急に実現するためには、当局をはじめとする関係者の理解と協力を要請したい。

今後、証券決済制度改革のキーワードの一つである STP 化を推進するためには、証券の実質的な不動化・無券面化が不可欠である。また、証券決済制度のみならず社会全体がIT化の方向にあり、証券取引の実態も確実にITを活用したものになっていくため、法制度、取引慣行もIT化の進展を念頭に置いた見直しを進めていく必要がある。

今回の検討を通じて、既発行証券については、現行法制の下で完全に不動化・無券面化を実現する効果をあげ得る手段を講じることは難しいものの、無券面化が実現されることにより、相当数の改善が可能ではないかとする意見も多数あり、当局をはじめとする関係者においては、引き続き実現に向けた検討を強く要望する。

最後に、証券保管振替機関においては、これまで利用者からそのニ-ズを反映させる手段が乏しいことが、当ワ-キング-グル-プにおいて指摘されており、証券決済機関の新しい組織形態への移行に際しては、利用者ニ-ズを収集する機能の整備・強化が望まれる。

以 上

預託推進と証券決済業務の効率化等に向けた実務上の検討課題

平13.6.21
証券保管振替機構の組織・運営のあり方
に関するワーキング・グループ

1. 法制度面の改善策

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| <p>(1) 少数株主の権利行使</p> <p>株主権の空白期間</p> <p>本人名義株券を証券保管振替機関（以下「保振機関」という。）へ預託する場合、保振機関名義へ書換えてから実質株主報告を行うまでの間、一般の株主名簿上の株主として空白期間が生じる場合がある。この空白期間が生じると、商法上の株主としての権利行使ができなくなる場合があるため、保振機関への預託の同意がとりにくいという現実があり、預託推進の阻害要因となっている。</p> | <p>株主名義の継続性についての推定規定を設ける等の法的措置を講ずる。具体的な対応としては、株式保有の継続性を、保振機関・参加者が証明書を発行した場合には発行会社への対抗要件を具備する等の措置が必要である。</p> <p>なお、将来的には、少数株主権に限定せずに「口座簿への記載をもって名義書換と同等の効力とみなす」といったような措置も有益ではないかとの意見もあった。</p> <p>また、発行会社は名義書換により株主を把握したいとのニーズが従来よりあるので、それを可能とする配慮も必要ではないかとの意見もあった。</p> <p align="right">【関連条項】保振法第14条、第29条、業務規程第30条</p> |
| <p>(2) 単位未満株式の取扱い</p> <p>登録単位未満株式の取扱い</p> <p>保振機関預託分の実質株主名簿上の単位未満株式と、一般の株主名簿上の登録単位未満株式は、管理している株式名簿が異なるだけでなく、相互の株主名簿間の変更ができないことから、同一銘柄・同一株主であるにもかかわらず合算ができない。したがって、例えば換金する場合、投資家は双方の単位未満株式を合算して単位株として売却することが出来ず、一方は単位未満株の売却で、他方は買取請求という別扱い処理にならざるを得ない。また、現状では、投資家にも不利益（別々の適用単価等）が生じる場合があり、さらに、権利確定等にも支障が生じている。</p> | <p>商法・保振法を見直し、みなし預託の範囲拡大等により、登録単位未満株式について保振機関の取扱いを可能とし、加えて保振機関預託分の単位未満株式についても登録単位未満株式への変更を可能とする。これにより、一般の株主名簿上の登録単位未満株式と実質株主名簿上の単位未満株式の合算を可能とする。</p> <p align="right">【関連条項】商法第230条ノ3、保振法第2条、業務規程第6条</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|--|--|
| <p>端株の取扱い</p> <p>額面5万円で売買単位が1株（NTT等）の銘柄が株式分割等を実施し、その結果生じた端株（一株の百分の一の整数倍）については、商法の規定に基づき定款をもって端株券の発行をしない旨を定めているのが一般的であり、保振機関預託分の適用有価証券の対象外となっている。将来、額面5万円株券が流通株券の主流となった場合、単位株券と別扱いとなり、証券会社あるいはカस्टディアンの実務が煩雑になる可能性が高い。</p> | <p>商法・保振法を見直し、みなし預託等の範囲拡大により端株を保振機関へ預託することを可能とする。</p> <p>なお、その際には株主名簿と端株原簿を統合すべきであるとの意見もあった。</p> <p>【関連条項】商法第230条ノ8ノ2、保振法第2条、業務規程第6条</p> |
| <p>非顕名単位未満株式の取扱い</p> <p>単位未満株式のみを有する実質株主（期中に本人名義の単位未満株式のみを預託、又は前回他証券会社で実質株主報告を行った者が、期中に口座振替した場合等）については、非顕名単位未満株式となり実質株主報告を行うことができず、投資家の利益が損なわれている。</p> | <p>商法・保振法を見直し、前回他証券会社で報告した場合は、実質株主管理番号の継続等、株主の共通管理を可能とすること等に加え、本人名義の単位未満株式については、当該単位未満株式のみでも実質株主報告を可能とする。</p> <p>商法・保振法を見直し、保振機関から単位未満株式を一般の株主名簿へ変更できる措置を講ずる。</p> <p>【関連条項】昭和56年商法改正附則第18条第3項、保振法第31条第4項</p> |
| <p>（3）外国人取得制限銘柄への対応</p> <p>外国人取得制限銘柄（NTT法、放送法、航空法等による会社は外国人による持株比率の制限あり）を保振機関へ預託している外国人は、権利確定日以前に株券の返還を受け、実質株主報告制度外にて名義書換を行う必要がある。このため、実務上保管振替制度を十分活用できず、現物による受渡しが行われているのが現状であり、T+1決済等への移行時にも大きな問題となる可能性がある。</p> <p>（注）海外における外国人等の株式保有制限を実行する方法として、米国DTCでは海運、通信会社株について参加者口座簿の中に外国人等の所有分を特定する区分口座を持っており、この残高を発行会社の名義書換代理人に通知している。一定の所有制限を超えた場合、名義書換</p> | <p>実質株主報告制度での取扱いを可能とすべく以下の対応を検討する。</p> <p>制限を超える部分については抽選等で議決権を有しないが、配当金等の権利は有する株主とする。抽選については、一般の株主名簿・実質株主名簿の区別なく行うこととする。（あるいは実質株主名簿から優先して割り当てる）。なお、これらの取扱いについては株主へ周知徹底することが前提となる。</p> <p>の抽選について別途の対応として、議決権行使を申し出た際に限定し、抽選等の方法により行使できる株主を定める。</p> <p>の共益権、所有権の分離が困難な場合、参加者と投資家との抽選等の方法を定めた契約を前提に、いわゆるノミニー制度を</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| <p>代理人から通知を受けて DTC は直近の増加分から所有制限以内になるまで、各参加者の区分口座の残高を減少させ、また当該参加者による株券の引出しを求めることとしている。</p> | <p>導入する。(参加者をノミニーとして実質株主報告できるよう法律手当が必要) DTC方式に準じ、基本的に先着順とした上で、制限超の取扱いを別途検討する</p> <p>【関連条項】 NTT法第6条、放送法第52条の8、航空法第120条の2</p> |
| <p>(4) 株券「みなし預託」制度の拡充等 株式分割等</p> <p>現状、株式分割時(無償、有償増資時)の新株式発行に際しては、株主の特定及び券面の印刷に要する時間などにより、権利割当基準日から約50日程度を要するため、この間、売買が制約され価格変動リスクが長期間発生している。また権利落ち日に割当率に比例して株価が値洗いされるため、信用取引の担保価値が減額され、割当率の大きな銘柄では追証発生の要因となっている。</p> | <p>T+1 決済への移行も踏まえ、新株式発行日を極力権利割当基準日に近付け、みなし預託制度を活用することにより、新株式発行までの期間短縮を図る。権利確定後に増加する株数がある場合は、後日権利確定後に追加記帳する。最大の短縮化が図られた場合、保振機関預託分の株主については、割当基準日の翌日に口座残高を増加させ、本券で保有している株主については、後日株券を交付することが想定されるが、この場合でも保振機関へ預託することは、いずれの株主でも可能であるため、株主平等の原則には反しないものと思われる。</p> <p>なお、新株式発行日の早期化に当たっては、買取り請求への対処も必要になることから、名義書換代理人においては、一般の株主名簿と実質株主名簿との突合等の対応が必要である。</p> <p>【関連条項】 保振法第19条、商法第218条、第219条</p> |
| <p>公募株券のみなし預託</p> <p>株式の募集に際し、上場日までの一定期間においては保振機関への事前預託が出来ず、複数の参加者等で株券管理が必要となる。このため、保振制度を活用できず、保振機関と株券の受渡しをせざるを得ない状況となっている。</p> | <p>現状、公募株券については、追加発行にもかかわらず、株式分割とは異なり、株券の発行が前提であり、保振機関へのみなし預託が不可能である。公募株券についても「みなし預託」の活用により当初から株券の不所持の申し出が可能となるようにする。</p> <p>【関連条項】 保振法第19条</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|--|---|
| <p>新規公開株式の公開日前の取扱い</p> <p>新規公開株式においては、公開日以降でないと保振機関取扱銘柄とならないため、公開日前に株券を保振機関に預託ができない。</p> | <p>新規公開が予定されているもので、既発行株式については、公開日前の株券の預託を保振機関において可能とし、新規発行分については、「みなし預託」の活用により当初から株券の不所持の申し出が可能となるようにする。</p> |
| <p>「みなし預託」制度の他商品への拡充</p> <p>将来的に保振機関の取扱商品が拡大される際には、株券と同様の「みなし預託」制度の適用が図られ、券面作成の手続きを省略できるようにすべきである。</p> | <p>本年 11 月(予定)より、CBが保振機関取扱商品となり、転換に伴う新株券の取扱についても「みなし預託」の対象となる。WRについても、権利行使に伴う新株券の取扱も含め「みなし預託」の対応の検討が必要である。</p> |
| <p>(5) 保振機関の参加者範囲の拡大</p> <p>階層構造の法整備</p> <p>現状、CSDに直接参加することが認められている機関は限定されており、3階層が原則であるため、投資家を有している参加者は、直接参加しなければならない。</p> | <p>参加者範囲の拡大については、ニーズを見極めつつ、その必要性について、検討する必要があり、その場合、今後予定されている一般振替 DVP の実施を視野に入れて、取引の効率性と安定性のバランス等も考慮し、間接参加(4 階層以上の階層構造の多層化)を検討すべきである。</p> |
| <p>(6) 海外 CSD と決済のためのリンク機能</p> <p>現状、保振機関が財団法人であるということもあり、海外の CSD に口座開設ができない。このため、保振機関と海外の CSD とが相互にダイレクト・リンケージできない。</p> | <p>証券取引のグローバル化が進展する中で、クロスボーダー取引の決済の円滑化のためには、組織形態の変更(財団法人から株式会社)などにより、我が国の証券決済機関と海外の CSD と相互に口座を開設することによって、連携(リンク)を図ることを可能とする。</p> <p>同時にそれが円滑に機能するよう非居住者に対する証券税制、海外の CSD やカストディアンに預託された証券への担保権に関する制度整備が必要である。</p> <p>【関連条項】保振法第 6 条第 1 項第 4 号</p> |

2. 実務面の効率化策

2-1 預託推進策

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|---|
| <p>(1) 阻害要因の改善</p> <p>証券の担保取引における保管振替制度の利用促進</p> <p>・担保に係る現物引出しの抑制</p> <p>銀行等各金融機関が有価証券担保貸出を行うに際し、株式については本人名義株券を担保として徴求することが慣行となっている。したがって、貸出しを受ける者は、保振機関より株券の交付を受け、一旦本人名義へ書換える必要があるため、預託推進の阻害要因となっている。</p> | <p>各金融機関等が担保徴求に際し、保管振替制度の利用を促進することは、預託推進という観点に加え、個別株券の管理負担を軽減するといった面からも有意義であるが、実現に向けては以下の考え方が挙げられた。</p> <p>短期間のうちに各金融機関が担保株券について保管振替制度の利用を進めることは、システム構築に伴うコスト等を勘案すると困難であり、今後、個人・事業法人等における保振機関への預託の定着が進む中で投資家からの個別の要望に応じて、それぞれの金融機関の対応に委ねる。</p> <p>金融機関等におけるコスト・ベネフィットに帰着する影響の大きい課題であり、個社単位で対応していくこととなると、いつまでも推進がされないの、ルールあるいは業界として方向性の表明を行うべきである。</p> <p>【関連条項】保振法第14条、業界慣行</p> |
| <p>実質株主制度に関する諸問題</p> <p>イ. 保振非同意銘柄の取扱い</p> <p>T + 1 決済へ移行する際には、本制度外での決済となると想定される。</p> | <p>投資家がT + 1 決済へ移行できないため、発行会社に同意を勧奨する。最終的に同意が得られない場合、何らかの規則上の手当てが必要である。</p> |
| <p>ロ. 株主優待への対応</p> <p>振替決済制度における実質株主報告は決算日（含む決算日から6カ月を経過した日）、新株式割当基準日及び臨時株主総会議決権の割当基準日に限定されており、それ以外の日を株主優待の割当基準日とした場合、新規の実質株主は株主優待の割当てを享受することが出来なくなる。また、株主優待の割当てを一般の株主名簿に限定している</p> | <p>T + 1 決済へ移行できないため、発行会社サイドで株主優待割当日を決算日（含む決算日から6カ月を経過した日）新株式割当基準日及び臨時株主総会議決権の割当基準日に合わせるとともに、株主優待の対象を一般の株主名簿に限定することを止めてもらう方向で検討すべきである。</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|---|
| <p>発行会社もあり、これにより株券の振替決済制度の取扱いに同意せず、保振機関への預託の推進がなされない一因となっている。</p> | <p>実質株主報告を決算日（含む決算日から6カ月を経過した日）、新株式割当基準日及び臨時株主総会議決権の割当基準日に限定せず、発行会社が請求する日（株主優待割当日等）に保振機関が実質株主報告できるよう、保振法第31条を改正し、預託した日以降の株主優待割当日から株主優待を受けられることを可能とする。なお、この場合、新たな費用及び事務負担が、参加者、保振機関にかかることになる。</p> <p>の対応について、最終的に発行会社の同意が得られない場合、何らかの規則上の手当てが必要である。</p> <p>【関連条項】保振法第31条</p> |
| <p>八．株主名簿属性の継続性</p> <p>株主が保振機関へ預託した場合には、一旦保振機関名義に書換えられる。この場合、一般的に同じ期中であれば株主属性を引き継いでいるが、保振機関へ預託した時点で名義書換代理人が株主データを抹消してしまうケースがあり、実質株主となった後に配当金振込先指定書等諸届けを再度、株主が提出するケースが生じている。</p> | <p>同一株主名義人であることを示すユニークなキーを付与する等、各機関における株主名簿属性の継続期間等の取扱いルールを統一化する。</p> |
| <p>預託株券に関する諸問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利割当基準日における預託制限の廃止 <p>現状、保振機関は実質株主報告に係る株数の確定処理に伴い、権利割当基準日の預託を制限しているため、決済に支障をきたしている。また、相対取引あるいは貸株等の受渡日が権利割当基準日に重なるケースもあり、保振機関への集中化の阻害となっている。</p> | <p>保振機関での取扱いを見直し、権利割当基準日の預託の制限を廃止すべきである。なお、権利割当基準日の交付の制限は存続させる。また、預託にかかる時間的制限がある場合には、預託日をもって実質株主とする旨の規定の整備も行う。</p> <p>この場合、名義書換代理人との取扱いの見直しもあわせて行う必要がある。</p> <p>【関連条項】運用方法</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|--|--|
| <p>(2) インセンティブの向上</p> <p>株券の貸借制度</p> <p>預託した株券につき、転売が予定されていない株券については、預託コストとの見合いで参加者の収益機会に通じるような機能が提供されることが望ましい。</p> | <p>市場慣行として預託コストの裏側にある収益機会を整備する方向で検討するとともに、CSDについてはリスクを取って貸借取引の主体とならない仕組み（情報提供サービスなど）を導入する。</p> |
| <p>単位未満株の買取請求</p> <p>現状、単位未満株式の買取請求につき、保振機関への預託分の受付は権利確定日の5営業日前から権利確定日まで（「T+3」+転送日数を考慮）は、買取請求が受付停止の取扱いとなっており、登録単位未満株、現物単位未満株の買取請求期間との格差が生じている。</p> | <p>登録単位未満株、現物単位未満株との格差をなくすよう、参加者、保振機関等、関係機関の業務フローを見直し、受付停止期間をできる限り短縮する。なお、実施に際しては、投資家に買取価格が権利落後になる旨の説明も徹底する。</p> |
| <p>旧商号株券の書換条件付預託の制限廃止</p> <p>現状、旧商号株券の書換条件付の預託は、週1日（水曜日：祝日の場合は翌日）のみとなっている。</p> | <p>全般的な名義書換事務及び新たな費用負担との関連でさらに検討が必要であるが、制限の廃止に向け、旧商号株券の引換期間の縮小を視野に入れ検討し、いつでも行えるよう新たなルールの整備を図る。</p> |
| <p>手数料に関する改善</p> <p>イ．書換手数料比率</p> <p>保振機関名義への書換手数料の比率が高い。ちなみに大手証券会社の場合、昨年度実績、全支払手数料の22.9%を占める。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日証代、だいこう証券ビジネスへの支払手数料（名義書換の整備手数料） （現状は預託株数に応じて按分） ・ 名義書換手数料 （現状は株数ベースの従量制） | <p>基本的な手数料体系の見直しの一環として、以下の点について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T+1決済への移行に係る施策を踏まえ、保振機関名義への書換は一般の書換とは位置付け等が異なる方向での検討が必要である（名義書換代理人の書換に係る手数料は発行会社から徴求している。）。 ・ 左記の関係機関にも別途引下げに通じるような新料金体系等への検討を依頼する。 <p>【関連条項】寄附行為第8条ほか</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| <p>ロ．手数料割戻し比率</p> <p>手数料の割戻し比率が大きく、手数料計算の基準が不明確で手数料予測ができない。ちなみに某証券会社の場合、昨年度実績、総支払額に対し、割戻率が30%超となっている。</p> | <p>手数料収入は市場状況に大きく影響されるとしても、手数料計算の基準を明確にし、より透明な手数料体系へ変更を検討する。</p> <p>【関連条項】寄附行為第8条</p> |
| <p>ハ．株数ベースでの振替手数料</p> <p>振替手数料が株数ベースで計算されている。株数が増加してもデータの記帳だけで、実際に株券を動かしている訳ではない。</p> | <p>基本的な手数料体系の見直しの一環として、振替手数料体系に件数ベース基準の要素の導入もあわせて検討する。</p> <p>【関連条項】寄附行為第8条</p> |
| <p>ニ．株券預託・保管手数料の見直し</p> <p>預託・保管に係る手数料の高さが、預託推進の妨げとなっている。</p> | <p>株券をすべて保振機関に集中させることで将来の規模のメリットを享受するため、積極的に預託・保管手数料の一層の引下げを進めることにより、預託推進を図る。</p> |
| <p>ホ．株券交付手数料の見直し</p> <p>現状の手数料体系は預託と交付が同一料金（注）となっているため、株券の交付を抑制できない。</p> <p>（注）預託については株数が1日5億株以下の場合</p> | <p>株券交付手数料の引上げ、預託手数料の引下げを検討する。</p> <p>なお、実施時期については、預託を忌避する投資家対策も不可欠であるため、全体の施策の実施時期を踏まえた見直しが必要である。</p> |

2 - 2 業務の効率化策

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| <p>(1) 現行制度の改善</p> <p>実質株主票上の印影管理</p> <p>保振法上では規定されていないにもかかわらず、名義書換代理人からの要請により、実質株主報告の都度、株主の印影を記載した実質株主票を作成し名義書換代理人に提出しているのが現状である。このことによる証券会社・カストディアン事務コスト・印影登録システム等の維持コスト負担が生じている。</p> | <p>議決権行使などで必要な場合は、保振機関の証明書を作成することなどにより、投資家の口座開設時に参加者が行う本人確認をもって代替とし、実質株主票上の印影を廃止する。なお、実質株主の確認が参加者経由で可能かについては、さらに実務を踏まえた検討が必要である。</p> <p>【関連条項】業務規程第60条～65条</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|---|
| <p>照合用実質株主報告の廃止</p> <p>保振機関が定めた一部の証券各社のみが照合用実質株主報告を行っており、事務の重複による負担が大きい。</p> | <p>業務運営が定着化していることから、制度を廃止する。</p> <p>【関連条項】業務規程 62 条</p> |
| <p>保振機関の取扱い廃止銘柄</p> <p>上場廃止により保管振替制度の取扱い廃止となった銘柄については、通常、株券の不所持制度を利用しているため株券の返還ができない場合がある。このため、株券の一部返還あるいは「証」の発行等、その都度、対応が異なっており、統一した取扱いとなっていない。したがって投資家から返還請求等があった場合、全ての要望に応じられないのが実状である。</p> <p>なお、具体的な実務においては、さらに廃止理由毎に以下の取扱いとなっている。</p> <p>会社更生法等による上場廃止・店頭登録取消銘柄は通常、保全処分が出されると、裁判所の命令等により不所持からの株券発行や、大券の分割は不可能となる。その際、保振機関は、以下の便宜的措置をとっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的に返還不能の株券（単位未満株券）については、参加者口座簿の写し、顧客口座簿の写しを管財人等に提出し管財人等の管理へ移管するとともに、管財人等に「証」を発行してもらい、参加者を經由して投資家に交付し、残高を抹消している。 ・ 破産法適用会社においては、不所持からの株券発行が極めて困難となる。不所持からの株券発行について発行会社の協力が得られない場合は、保振機関は、参加者に破産決定書等の写しを交付し、投資家の同意を得て残高を抹消している。 ・ 売買高不足等により店頭登録から抹消された銘柄は本来、取扱いを廃止すべきものと考えられるが、単位未満株式については株券を返還できないことから、そのまま取扱いを継続している。 <p>また、上場廃止決定後、廃止までの間に大券等を預託して売却するケースが多く、これに対しては保振機関が預託制限を通知してくるが、通知日翌営業日から制限されることがあり、対応に苦慮してい</p> | <p>保管振替制度における取扱い最終日の各参加者の最終残高は、投資家及び参加者へ返還せず、一律に「証」を発行することで当該残高を株主名簿等に移管する法的な手当の構築が望ましい。</p> <p>具体的な取扱いとしては、取扱い銘柄が廃止になった場合、預託株券を参加者に返還することとなるが、会社更生法等による場合は大券の分割や、不所持からの株券発行は事実上不可能となり、株券を返還できないケースが生ずる。これに対応するため、最終的な保振機関の預託残高を株主名簿に移管できるように、規則を定め、取扱い廃止銘柄株券は返却せずに一律「証」を発行する。また、別途「証」発行名簿などを整備し、残余財産発生時にも対応するといった手当が必要である。</p> <p>なお、単位未満株券についても同様に一般株主名簿で管理されている登録単位未満株式名簿に移行できるようにする。</p> <p>【関連条項】業務規程 8 条、62 条、66 条の 4</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| る。 | |
| <p>自社株消却時の取扱い</p> <p>現状、自社株消却時には、名義書換代理人からの要請に基づき株券を一旦交付し、名義書換をせざるを得ないため、投資家の書換料コスト負担や証券会社・カストディアン¹の事務処理が煩雑となっている。</p> | <p>消却株券は名義書換代理人に振替処理を通じて交付されるよう取扱いを統一化すべきである。</p> <p>【関連条項】業界慣行</p> |
| <p>銘柄統合等の取扱い</p> <p>銘柄統合等の際、参加者は新預託株式数を申告する必要があるが、同申告日の正午まで、当該銘柄は通常どおり口座振替が可能となっているため、申告株式数の確定作業の負荷が非常に高い。</p> | <p>申告日を口座振替制限（停止）日にできないか検討が必要であるが、振替停止日ができることによって、円滑な事務遂行及び投資家行動が阻害される可能性も否定できず、他の方策と合わせて検討する必要があるものと考えられる。</p> |
| <p>システムに関する改善</p> <p>イ．株式交換・移転・合併時のデータ更新の適正化</p> <p>株式交換・移転・合併等の際、保振機関からのデータは当該効力発生日において株数が更新され、銘柄名は登記日の翌日に更新されるため、取引所上場日と保振機関の残高更新日が一致せず、取扱いに苦慮している。</p> | <p>株式交換・移転・合併等の法的効力発生が、登記を基準としていることから生じている問題であり、抜本的な解決策として、登記を基準とせず、交換日・移転日・合併日から効力発生させ、取引所上場日と保振機関残高更新日を合わせることが可能となるような法的な手当てが必要と考えられるが、効力発生していないものを発生したものとして記帳することになるので、さらに検討が必要である。</p> |
| <p>ロ．口座振替請求機能の拡張</p> <p>現状、他参加者への口座振替請求機能のうち、時間指定の停止解除付の振替を行った場合は、1時間単位に制限されている。このため、緊急を要する場合等への対応が困難となっている。</p> | <p>T + 1 決済等を睨み、制限を緩和し、弾力的な対応ができるような機能拡張を行う。</p> |
| <p>ハ．預り資産の分別管理に関する改善</p> <p>現状、複数口座の開設は可能であるが、区分口座を設けていない参加者は、分別管理上、保振参加者の自己残の報告を、日々紙ベースにて行っており、量的な面から事務の煩雑化を招いている。</p> | <p>電子的な方法による報告体制を構築する。</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|--|---|
| <p>二．預託株券をリアルタイムに口座残高に反映させる仕組みの構築</p> <p>当日中に残高を確認できるようにすることに加え、日中の預託分が即時に口座残高に反映し、振替等に使用可能となることは有効である。</p> | <p>預託株券をリアルタイムに口座残高に反映させることで、振替預託・単純預託の区分を廃止し、株券預託業務を効率化することが可能であるが、事故株券との関係からの取扱いの検討を併せて行う必要がある。</p> |
| <p>(2) 新たなルールの構築</p> <p>証券受付ルール</p> <p>イ．事故株券の早期発見</p> <p>証券会社における事故株券の完全排除は偽造株券等があるため不可能な状況である。</p> <p>また、株券を保振機関に預託したとき、直ちに保振名義へ書換える事務処理となっていないことから、株主名簿との間で事故株券の発見が遅延する一因となっており、期末においては、実株報告に支障が生じている。このため、T+1決済移行に際しては、瑕疵のない券面の預託に向けた証券受付ルールの構築が必要である。</p> | <p>保振機関への預託後、直ちに保振機関名義への書換えを実施できるようルール化したうえで、事務処理の見直しを行う。また、証券会社においても一定期間を定め、その間は売却できないルールを自主規制機関等の規則とし明確化すべきである。</p> <p>なお、一律に一定期間の売却を認めないこととした場合には、瑕疵のない株券が預託された場合においても、定められた一定の期間は売却できなくなることから、投資家の利便性低下の観点からの検討も必要である。</p> <p>また、あわせて、コスト抑制の観点から同一銘柄の一括書換処理等の検討及び書換手続に伴う関係機関との料金体系の見直しを検討する。</p> <p>証券会社においても、顧客信用調査の強化等により社内ルールの構築を検討すべきである。</p> <p>【関連条項】 保振法第 29 条、業務規程第 25 条、30 条</p> |
| <p>ロ．法人名義株券の売却疑義</p> <p>法人名義株券を保振機関へ預託した場合、直ちに保振機関名義へ書換える事務処理となっていないため、書換以前に他の参加者から株券交付請求を受け、当該法人名義のまま当該株券を交付してしまう場</p> | <p>発行会社・法人株主等に対して積極的な啓蒙活動を行い、振替決済制度をよく理解してもらうとともに、保振機関への預託後、直ちに保振機関名義への書換えを実施できるよう事務処理の見</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|--|
| <p>合がある。この場合、発行会社から安定株主として保有されている株券が売却されたという疑義を持たれる可能性があり、法人が進んで保有株券を預託しない一因となっている。</p> | <p>直しを行う。</p> <p>また、保振機関にて書換中であっても振替は可能とする手当ても必要であるが、他方、事故株券との関係からの取扱いの検討をさらに行う必要がある。</p> |
| <p>証券取引ルール</p> <p>T + 1 決済移行に際し、不動化された証券でなければ、売却できないルールの構築が必要。</p> | <p>自主規制機関等における規則として明確化する方向で検討すべきである。</p> <p>なお、実施時期については、保振機関に一定株数の預託が進んだ段階で実施すべきであり、全体の施策の実施時期を踏まえて検討する。</p> <p>【関連条項】保振法第 14 条、29 条、業務規程第 30 条</p> |
| <p>証券引出ルール</p> <p>コスト削減に向けた大券化・不所持の拡大に伴う、券面の引出ルールの見直しが必要。</p> | <p>券面の引出に係る費用の投資家からの徴求並びに引出に要する交付期間の長期化ルールの構築を検討すべきである。他方、これが原因となる預託忌避への対策が不可欠である。</p> <p>【関連条項】保護預り約款</p> |

2 - 3 その他

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|---|---|
| <p>業務時間延長</p> <p>現在の保振機関の業務終了時間は午後 3 時半であるが、フェイルにより組戻しが必要になった場合に時間切れで対応ができなくなる（例えば証券の取戻しができなくなる）が時々生じている。モノとカネの受渡照合の時間を勘案すると現在の午後 3 時半終了というのはかなり窮屈な実務対応を迫られている。</p> | <p>カットオフ・タイムを午後 4 時位まで延長するなど、業務時間の参加者日中申請による機動的な延長を行う（又はカットオフ・タイム後にリバ・サルの時間を 30 分延長する）。</p> <p>また、業務開始時間（口座振替業務）の前倒し（午前 8 : 30 頃からの振替開始）も検討する必要がある。</p> |
| <p>情報照会</p> <p>保振端末において、決算銘柄あるいは合併銘柄等に係る情報の照会が不可能であり、データベースのオープン化を検討し、保振機関参加のインセンティブに活用する。</p> | <p>参加者の業務の効率化に寄与するため、ディスクローズする対象を明確化した上で、CSDのシステムのデータベース（統計等）を利用可能とする。</p> |

| 項目と内容 | 対応の考え方 |
|--|---|
| <p>税ステータスの確認の徹底</p> <p>米国の例に見られるように、税ステータス確認の徹底のあり方についても検討が必要。</p> | <p>税ステータスの管理を口座ごとではなく、投資家の申告に基づき正確に行う必要がある。</p> |
| <p>その他のWGにおいて議論すべき課題</p> <p>イ. 清算機能の連携・統合</p> <p>清算機関が分散化していることは、決済業務の円滑化、効率化の阻害要因となる。</p> | <p>現在、個別に有している清算機能を連携・統合することは、決済業務の効率化（資金効率、担保額及び事務効率）が向上すると考えられる。</p> <p>なお、この項目についてはDVP決済ワーキングで別途議論することとする。</p> |
| <p>ロ. ネット・デビット・キャップ・モニター機能</p> <p>海外CSDでは行われているが、DVP決済が導入されていないことから、保振機関には現時点で当該機能がない状況。</p> | <p>DVP導入時には、すべてのマーケットがスムーズに動くことを確保する手段として、CSDにおいて当該機能を提供する（保振機関で検討中。）。</p> <p>なお、一般振替DVPに関連する事項であり、DVP決済ワーキングにおける課題とする。</p> |
| <p>ハ. コラテラル・モニター機能</p> <p>海外CSDでは行われているが、DVP決済が導入されていないことから、保振機関には現時点で当該機能がない状況。</p> | <p>DVP導入時には、すべてのマーケットがスムーズに動くことを確保する手段として、CSDにおいて当該機能を提供する（保振機関で検討中。）。</p> <p>なお、一般振替DVPに関連する事項であり、DVP決済ワーキングにおける課題とする。</p> |
| <p>ニ. フェイル分に関する自動的なマーケットクレーム機能</p> <p>DVP決済が導入されていないことから、保振機関には現時点で当該機能がない状況。</p> | <p>DVP導入時には、フェイル分に関するマーケットクレームを自動的に行う仕組みを構築することで、参加者のリスクが軽減される。</p> <p>なお、一般振替DVPに関連する事項であり、DVP決済ワーキングにおける課題とする。</p> |